

安心できる農地の貸し借り 始めませんか？

～活用しましょう！農地中間管理事業～

～農地中間管理事業のしくみ～



POINT

- 平成26年度から始まった、農地の新しい貸し借りの方法です。
- 機構(県公社)が各市町村等と連携し、農地の貸し借りを調整します。
- 借地料は、機構(県公社)が徴収・支払を行います。
- 農地は契約終了後、必ず所有者へ返還されます。

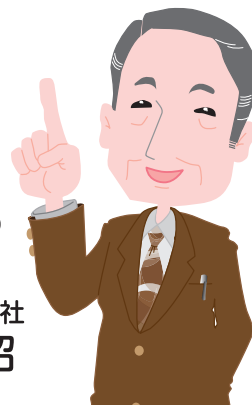
～貸出・借受希望申込み随時受付中～

貸し借りに当たっては、所有者や担い手の希望、地域の話し合いの結果を優先しつつ、県公社が市町村等と一体となって調整します。

- ・貸し出せる農地は農業振興地域内に限ります。
- ・登記名義人が明らかである農地に限ります。
- ・借受希望者の情報を機構HP上に掲載します。

農地の貸し借りは、
私ども県地域振興公社へ
お任せください！

(公財)鹿児島県地域振興公社
理事長 弓指 博昭



●お問合せ(お申込み)先

公益財団法人 鹿児島県地域振興公社

(鹿児島県農地中間管理機構)

(TEL) 099-223-0223

(HP) 鹿児島県農地中間管理機構 [検索](#)



○ 農地のある市町村農政担当課
農業委員会

○ 県庁農村振興課または各地域振興局
・支庁農政普及課

所有者・耕作者のメリット



所有者

- 耕作者からの賃借料は、県公社が決まった時期に指定口座に振込みます。
- 耕作者が途中で耕作できなくなっても、次の耕作者を県公社と市町村等が連携して探します。
- 要件を満たすと機構集積協力金の交付が受けられます。
- 固定資産税の軽減が受けられます。
(所有する全農地をまとめて10年以上貸出す場合)



耕作者

- 農地を集積・集約することで、農作業の効率化、生産性の向上が図られます。
- 複数の所有者との契約が一本化され、賃借料の口座引落手数料も県公社が負担します。
- 県公社との契約により、長期的な営農計画が立てやすく、安定した農業ができます。
- 農地を借り受けた認定農業者は、金融支援が受けられます。(スーパーL資金の5年間無利子化)

機構集積協力金

- ※ 記載単価は、平成29年度の単価。
- ※ 経営転換・耕作者集積協力金は、10年以上の貸借契約が結ばれることが必要。
- ※ 予算が足りない場合、単価が引き下げられることがある。

地域集積協力金

○ 人・農地プランなど地域の話し合いで、まとまった農地を担い手に集積した地域に対して交付。

〈交付単価〉 ※機構への貸付割合に応じて変わります。

機構への貸付割合	交付単価 (注1・2)
2割超5割以下	1.5(0.7)万円以内/10a
5割超8割以下	2.1(1.0)万円以内/10a
8割超～	2.7(1.3)万円以内/10a

(注1)新たな担い手への貸借とならない場合は()内の単価

(注2)新規集積農地面積の無い地域には交付されない

経営転換協力金

- 離農または経営転換される方
- 農地の相続人で、農業経営をしない方
- ※遊休農地所有者も県公社に貸付意思を文書で示せば対象

〈交付単価〉

- 0.5ha以下 : 30万円以内/戸
- 0.5ha超2ha以下 : 50万円以内/戸
- 2ha超～ : 70万円以内/戸

耕作者集積協力金

- 2筆以上のまとまった農地を貸付ける場合
- 県公社の借受農地の隣接地を貸付ける場合など
- ※上記を含む2筆以上の連担した農地を、同一の借受希望者が経営する場合に交付対象

〈交付単価〉 1万円以内/10a

機構ホームページに貸出希望農地情報を掲載 (2017年3月開始)

地図から借受希望市町村を選択

農地情報詳細が表示

私の農地で良ければ、誰か作ってくれないかなあ～。

○△市で農地を探している。どうやって見つければいいのかわからない。

鹿児島県農地中間管理機構 検索

借受可能な農地情報がいつでもご覧いただけます!

機構HPの貸出希望農地情報をぜひ御活用ください!